

○労働者協同組合法成立を成し遂げた私たちの歴史と、その原動力

- ・法律制定に漕ぎつけた、原動力は何か——歴史・理念の原点

1979 年 9 月の全国協議会設立以来、貫いてきたこと。①よい仕事—まちづくり、地域づくりに寄与、「愛される失対」、生みの親である全日自労の新たな路線・「民主的改革」路線への転換、②全国観点—自分さえよければではなく、組織全体が発展、③社会変革の立場—社会の矛盾を受け止め、これを変革する事業・運動の展開、④雇われ者根性の克服—全組合員経営——事業・経営を自分ごとに。この一年（2020 年度）の全国の経営改革の取り組みは、事業・経営・運営などについて、自分たちの意志（「意見を反映」）し自分ごとにする—「雇われ者根性」を乗り越える一大運動で、これを持続、体質化していくことが重要。

- ・中高年雇用福祉事業団から労働者協同組合へ

上記の理念・原則に基づき「7つの原則」（現在4回改定）を確立。さらに1986年全国協議会第7回総会で「中高年雇用福祉事業団（労働者協同組合）」とし、協同組合原則を取り入れ、「協同労働」という働き方に向かい歩み出す。「よい仕事」と協同労働の実践を深める中で、超党派の協同組合振興議員議連の議員さん等が「協同労働」の現場の実際を見て、この働き方が、これからの社会に必要なことを実感することが法制定を後押しした。

○1982 年、センター事業団の前身である直轄事業団の設立

- ・1982 年 7 月全国協議会（労協連の前身）直轄東葛地域事業団を設立

1979 年全国協議会設立時 35 事業団、最盛期約 150 の中高年事業団（有限会社など含む）が活動。

- ・こうした中で、全国協議会が事業・経営能力を持ち、全国の事業団を指導することが求められた。そのために、全国協議会が直接運営に責任を持つ「直轄事業団」の第1号——を千葉県流山市に「直轄東葛地域事業団」設立。その後全国13か所に設立。

- ・直轄事業団は、全国観点・社会変革の立場から3つの目的を掲げ出発。

①7つの原則に基づくモデル的な事業団となる、②全国的な人材養成センターの機能を果たす、③全国活動に財政的に寄与する（後にセンター事業団設立1987年時に4つ目の目的——地域事業団への援助・協力を加える）。その後直轄事業団は全国12か所に設立。

○1987 年、直轄事業団とやまて企業組合が統合し、センター事業団を設立

- ・1986 年全国 13 か所に設立した直轄事業団を一本化。生みの親である全日自労から自立。出資、一人一票など協同組合原則を取り入れ、労働者協同組合としての第一歩を踏み出す。
- ・1987 年 12 月、統合した直轄事業団（設立 6 年・事業規模 11 億円）と東京のやまて企業組合（15 年の歴史・事業規模 7 億円）が統合し、18 億円組合員 700 人のセンター事業団

を設立。

- ・当時、統合する前のやまて企業組合は、専務が公金の横領（二重帳簿）、これに労働組合が連座していることが明るみになる。やまて企業組合と直轄が統合することに賛成していたやまて企業組合の理事長で、センター事業団の初代理事長の関谷省吾さんは、こうした不正を改革するために、直轄に改革のための人材を要請し、田中铁郎（現北海道労協）、奥治両（センター事業団副理事長）氏が派遣され、改革を断行し、やまて企業組合と直轄事業の統合——センター事業団の設立となった。

○1989 年、1・2・3 行動・集会の歴史と意味

- ・123 運動は 1989 年に開始した。32 回目となる。当時、仕事を増やす取り組みは、一部の人たちに限られていた。これを全組合員が立ち上がって行動し、仕事を増やし、仕事を求めている人々の期待に応えようと呼びかけられた。
- ・また、統合したセンター事業団の事業規模は、18 億円でこれを倍加しようと目標を立てた。この目標を実現すべく、標語として 1～3 月期ということもあり、「一に意思統一、二に日参、三に三十億」とし、123 運動と名付け、この期に全組合員立ち上がり、集中的に仕事を拡大する期間とし、30 億円の事業を目指すこととした。

○1980 年代におけるよい仕事

- ・『ごみの向こうにも人がいる』の取り組み
この取り組みを通じて 2 つのことが問われた。①病院全体の仕事の連鎖の中で病院、労働者の利益・安全を確保するためには、分断された労働者から連帯・協同の関係を深めることが重要で、このことは、社会一般でも同じことが問われているのではないか。
②労働者（“清掃のおじさん、おばさん”）は社会の主人公になりうるのか。また、「捨てるごみの向こう」の取り組みは、——人のつながり——という立場で物事をとらえることを労働者が養うことになった。それは本当の意味で民主主義・自治・連帯を自覚する労働者に、仕事を通じて育っていく過程になっていった。
- ・こうした実感は、今労働者協同組合法が制定され、同時に協同労働の実践が深まれば深まるほど、全国の現場で生まれている。この民主主義と自治・連帯を育てる取り組みを、全国の地域でつくり出すことが、「コモン」（市民による共同管理された富）を広げ、社会を変えていく力になる。さらに労協ブランドの清掃方式の開発、クリーンキラーA の開発。

○1993 年～「新たな福祉社会の創造」をめざす第一歩——地域福祉事業所の呼びかけ

- ・「生活者自身、市民自身が担い手となって創造する、誰もが生き生きと生活できる新たな福祉社会、新たな公共性」の創造をめざす。
- ・1994 年厚労省は、全面的に改定した新ゴールドプラン（高齢者保健福祉 5 ヶ年計画）が策定。在宅介護強化の数値目標として、ホームヘルパー 17 万人確保などが掲げられる。

- ・1996 年、全国でヘルパー養成講座を開催し、全国で 5 万人を超えるヘルパーを養成。
- ・ヘルパー養成講座の受講者に手弁当での仕事おこし（地域福祉事業所の設立）を呼びかける。自前の仕事おこしの始まり。全国に 120 カ所を超える地域福祉事業所を開所。単に介護事業を行うのではなく、地域の困りごと、課題を市民とともに解決する「地域福祉事業所」——新たな福祉社会をめざす。

○1994 年、センター事業団が高齢者協同組合を設立

- ・全日自労の「死ぬまで面倒を見あおう」というスローガンを前提に、高齢者の働く場や生きがいをどうつくるのか、を考える中で、「事業団の仲間が働けなくなっても結び合える組織をつくる」「高齢者全体がもっと生き生きと生活でき、仕事を含め生活全般を協同化する」めざしセンター事業団が第 1 号の高齢者協同組合を設立。

○2000 年の経営危機

- ・1998 年（800 万円）に続き、1999 年も 2.8 億円の赤字決算。バブル崩壊により、主力の委託先であった、生活協同組合、民医連・医療生協からの委託単価の切り下げの要請が相次ぐ。現場は「赤字のことは本部」、本部は「改革が急務」といいつつ、抜本的な手が打てず時間だけが経過。2020 年度の経営改革のテーマであった「経営を自分ごとに」ができず、「雇われ者根性」が根強く組織に残っていることを痛感。
- ・深刻な経営危機——2000 年の総代会で議案の一部（自立積立金の赤字補填のための取り崩し）が否決され、事業本部ごとに「総代会議」を開催。この経営危機を乗り越えることによって、組織の結束力が強化されたのではないか。

○1998 年 10 月「労働者協同組合法制定推進本部」発足、2000 年協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」発足

- ・1992 年ころ私たちの働き方を、「雇用労働」に対置して「協同労働」という呼び方が編み出される（当時の協同総研専務・菅野正純さん）。
- ・私たちは、市民・働く人が協同して仕事をおこし、働き、経営する協同組合を、「協同労働の協同組合」と呼ぶこととし、2000 年 11 月「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」がスタートさせた。東京大学名誉教授・大内力さんが市民会議の会長に。
- ・2007 年埼玉県北本市で「協同出資・協働経営の協同組合の早期制定をめざす意見書」が全国で初めて採択される。

○2005 年～指定管理者制度への挑戦

- ・小泉構造改革——公共サービスの官から民への移管（市場化）
- ・指定管理者制度が導入され、公共サービスの民営化が大きく進む中、「公共サービスを市場化されるのではなく、市民の手で担い地域づくりに活かす（市民化・社会化）」という

公共の市民化、社会化の理念を掲げて、この分野に挑戦していく。

- ・一方で、大きな矛盾につきあたる。指定管理を進める中で、行政が定める枠・仕様があり、地域・住民・保護者にはそれを超えた願い、ニーズがあっても押しとどめられるという「公共」とは程遠い状態が随所に見受けられ、組合員のやる気、成長を損なう矛盾も生まれている。市民自治高めることも同時に損なわれている。

○2004 年日本社会連帯委員会（現日本社会連帯機構）設立。

- ・地域福祉事業所、子育て・コミュニティセンターなどの指定管理者の仕事、障がいの支援を地域において進めようとする、制度の枠を超えた地域や保護者、利用者のニーズ、課題に突き当たる（EX. こども食堂・障害を持った子供の居場所・困窮者の居場所と仕事おこし・元気高齢者づくり（ポールデウオーク）など）。これらにどう応えるのか。
- ・事業未満のこうした課題・ニーズに応える活動・取り組みを実現するために、日本社会連帯委員会を設立。活動のための基金を組合員一人ひとりとセンター事業団が拠出。
- ・この社会連帯の取り組みが、今センター事業団の中心戦略である「みんなのおうち」に向かおうとしている。
- ・「みんなのおうち」は、一言でいえば“地域に自治と連帯を創造する”ということだと思ふ。自分たちのことは、皆の意思に基づいて自分たちで決める。

○2005 年～当事者主体と地域づくり

①年若者自立塾（2005 年～2010 年民主党政権で事業仕分けにより廃止）、②地域若者サポートステーション（2006 年～・全国 160 か所内 23 か所を労協連関連で）、③埼玉県生活保護受給者就労支援事業（2010 年～2015 年）、困窮者自立支援制度（2014 年～）、④障がい者就労支援、⑤放課後等デイサービス

○2011 年、東日本大震災と東北復興本部の設立

- ・2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生。東北から千葉県の沿岸を大津波が襲った。また、東京電力福島第 1 原子力発電所の原発が破綻。
- ・連合会・センター事業団の合同理事会を開催。「ケアと生活都市後 t 炉の統合相談センターの開設」「社会連帯機構で東北の復興・再生を支える 10 億円の義援金をつくる」などを確認、全組合員への行動提起を行う。
- ・6 月の総会・総代会では、「東北から新しい日本を」のメインスローガンを掲げ、復興・再生の最前線となる東北復興本部を仙台に置くことを決める。
- ・7 月 15 日夜、東北復興本部発会式を開催。田中羊子専務（当時）が本部長を兼ね常駐することになる。副本部長として岡元かつ子さんを副本部長として赴任してもらう。
- ・給付付き緊急雇用創出事業を沿岸被災地で開催し、岩手県陸前高田・大槌町、宮城県気仙沼市・登米市・石巻市・亘理町などで開催し、被災住民を中心に、共生型施設（高齢者・

障碍児者)、直売所、自伐林業、とうふ・弁当づくりなどの仕事おこしを進め、現在 8 事業所が活動を行っている。詳しくは映画「ワーカーズ被災地に起つ」の鑑賞を。

○「よい仕事」「団づくり・全組合員経営」の追求

① 全国協同集会（1988 年～）、②よい仕事研究交流集会（1989 年～）、③全国ケアワ

ーカー集会（1995 年～）、④全国清掃（物流）コンテスト（2005 年～）、⑤全国子育て協同集会（2007 年～）——徹底して地域づくり、団づくり、組合員主体、当事者主体などを中心テーマに「よい仕事」の追求をしてきた 30 年。

○労働者協同組合法の成立とこれから

- ・冒頭で述べたように、理念・原則を貫いてきた到達点としての労働者協同組合法制定。その法律の第 1 条に定められた目的・理念が、混迷する日本の社会・地域を変革する力に
- ・法律の第 1 条で「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」また「多様な就労の機会を創出することを促進するとともに」「地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し」「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」と規定した。
- ・この目的・理念を掲げ、協同労働の実践を深め、全国津々浦々に広めていくこと、またこの目的・理念に共感・賛同してもらえる市民と手を取り合って、気候危機、格差・分断・孤立が深まる日本社会を、変革していくことが私たちの使命となる。